

## 議案第58号

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年6月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、選挙運動の公費負担に関する限度額を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成18年北名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第5条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「200,000円」を「205,800円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。